

労働者協同組合は、労働者派遣事業を除くあらゆる事業を行うことができますが、その運営にあたっては守らなければならないルールがあります。

労働者協同組合で「できること、できないこと」

労働者協同組合は、地域の課題解決や活性化に貢献する事業であれば、原則としてどのような事業でも行うことができます。介護や子育て支援、お弁当づくりやカフェ・フェスティバル運営、キャンプ場の経営、メディア制作など、組合員のアイデア次第で多様な事業が可能です。

ただし、労働者派遣事業は行うことができません。その理由は、組合員の意見が反映されない派遣先の使用者の指揮命令かで働くことになり、組合の「組合員自らが事業に従事する」という基本原理に反するためです。

事業を行うための「許認可等」の取得及び事業を規制する法令等の遵守

労働者協同組合は労働者派遣事業以外の事業を実施することが可能ですが、国や自治体による「許認可等」が必要な事業については、他の法人格と同様に労働者協同組合もその規制を受けることになります。よって、「許認可等」の取得が必要な事業を行う場合は、「許認可等」の承認申請を行うとともに、承認を得られてから事業を実施しましょう。また、その事業について規制する法令等を遵守しましょう。

許認可等が必要な事業の具体例

事業分野(例)	必要な許認可	担当行政庁、申請先
介護・福祉事業	介護保険の事業者指定、障害福祉サービス事業者の指定	都道府県、市町村
飲食店営業、食品製造・販売	食品衛生法上の営業許可又は届出	保健所
建設業	建設業許可	国土交通大臣または都道府県知事
中古品売買	古物商許可	公安委員会（警察署）
旅客・貨物運送	一般旅客/貨物自動車運送事業経営許可	地方運輸局

(注)上記は、許認可等が必要な事業の一例となりますのでご注意ください。許認可等が必要な事業は他にもありますので、よくご確認ください。

許認可取得のための重要なポイントと準備

許認可なく営業を行った場合、法令違反として処罰される可能性があるため、早めの準備が必須です。

許認可の審査基準における「3つの視点」

許認可を受けるには、法律で定められた審査基準の要件を満たす必要があり、主に以下の3つの視点があげられます。

◆ 人的要件

営業を営むために必要な資格や経験（例：食品衛生責任者、介護福祉士）

◆ 物的要件

営業所や事務所、倉庫など、設備や衛生面に関する必要な条件がある要件

◆ 財産的要件

営業において自己資金や預金口座残高などについて一定以上の経済的な基盤が求められる要件

（例：貸金業の純資産額 5,000 万円以上、有料職業紹介の基準資産 500 万円以上）

許認可未取得のリスク

許認可が必要な業種で無許可営業を行った場合は、以下のような重大なリスクが生じます。

- 取引に制限を受けるリスク
- 行政指導を受け、営業停止命令が下されるリスク
- 業法違反として刑事罰を受けるリスク（例：建設業法違反の場合、3年以下の懲役または300万円以下の罰金）
- 刑事罰を受けた場合、一定期間（例：5年間）許認可を申請できなくなるリスク

相談窓口の活用

許認可の手続は煩雑で専門的な知識が求められます。スムーズに準備を進めるため、専門家を賢く活用しましょう。

- ◆ **行政書士**：許認可の専門家であり、要件の相談や申請代行を依頼できます。
- ◆ **各種行政機関の相談窓口**：申請手続を行っている各省庁や自治体の相談窓口（例：保健所、労働局、地方運輸局など）に問い合わせることで、的確な回答を得られます。

労働者協同組合が地域で安心して事業を行うためには、早めに許認可を確認し、適切な準備をすることが大切です。要件を満たすための体制や環境の整備をしっかりと行い、事業開始予定日から逆算してスケジュールを整理・把握しましょう。